

(平成23年11月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福井地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成7年1月21日、資格喪失日が8年10月1日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を7年1月21日、資格喪失日を8年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を7年1月から同年9月までは22万円、同年10月から8年9月までは28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月21日から8年10月1日まで

私は、平成7年1月21日から8年10月1日までA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたので、時効により年金給付に反映されない当該期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成7年1月21日、資格喪失日が8年10月1日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、B健康保険組合から提出された被保険者台帳の記録及び事業主の供述から、申立人がA社に平成7年1月21日から8年9月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B健康保険組合から提出された申立人に係る健康保険の標準報酬月額から、平成7年1月から同年9月までは22万円、同年10月から8年9月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成7年1月から8年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成5年5月1日、資格喪失日が8年10月16日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を5年5月1日、資格喪失日を8年10月16日とし、申立期間の標準報酬月額を5年5月から同年9月までは16万円、同年10月から6年9月までは24万円、同年10月から8年9月までの期間は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から8年10月16日まで

私は、平成5年5月1日から8年10月16日までA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたので、時効により年金給付に反映されない当該期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成5年5月1日、資格喪失日が8年10月16日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、B健康保険組合から提出された被保険者台帳の記録及び事業主の供述から、申立人がA社に平成5年5月1日から8年10月15日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B健康保険組合から提出された申立人に係る健康保険の標準報酬月額から、平成5年5月から同年9月までは16万円、同年10月から6年9月までは24万円、同年10月から8年9月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成5年5月から8年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 5 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月から 49 年 3 月まで

昭和 50 年頃、知人から「今、国民年金の加入手続を行い未加入期間の保険料を納めれば、最初から納めたことになる。」と聞かされ、母が市役所で私の国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の保険料を一括で納付した。自営業を営んでいたことから、母が私の将来の年金受給のことを考え、まとめて保険料を納付したはずであるので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年頃、その母親が市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所において申立期間の保険料を一括納付してくれたと申し立てている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 5 月 7 日に払い出され、申立人が 20 歳に到達した 46 年\*月\*日に遡って被保険者資格を取得していることが確認でき、この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間の保険料は、過年度分であることから市町村において納付することができず、国庫金納付書により金融機関等で特例納付（第 2 回）及び過年度納付することとなるが、申立人からはこれらの納付方法に関する具体的な供述が無い。

また、申立人に係る当時の被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間の保険料が特例納付及び過年度納付された記録は無く、このことは市町村国民年金被保険者納付記録票（電算記録）及びオンライン記録とも一致しており、行政機関の記録に不自然な点はみられない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付について、申立人の母親がまとめて納付したと主張しているが、納付時期、場所、金額及び納付方法が不明瞭である。

加えて、申立人又は申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成 14 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成 14 年 12 月まで

私は、自宅を新築した昭和 63 年 8 月以降に、市役所職員と思われる二人の集金人が自宅に来て、その際に何か月分かの国民年金保険料をまとめて納付した記憶が有る。その後の保険料についても納付しなかったことは無いはずであり、申立期間について、私の納付記録が必ずあるはずなので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 8 月以降に自宅に来た集金人に何か月分かの国民年金保険料を納付し、その後の保険料についても納付したはずであると申し立てている。

しかしながら、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿（電算記録）及び当時の被保険者台帳である特殊台帳を見ると、申立人は、昭和 56 年 4 月 1 日付けで国民年金の任意加入被保険者資格を喪失していることが確認でき、その後、申立人が被保険者資格を再取得した形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の基礎年金番号は、平成 23 年 5 月 23 日に申立人の国民年金手帳記号番号を基にして付番されており、基礎年金番号制度が導入された 9 年 1 月時点で付番された事実は無いことから、この当時、申立人は、いずれの公的年金制度にも加入していなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、上記のとおり、申立期間に係る国民年金保険料の納付について、最初の保険料納付は、自宅に来た集金人に何か月分かをまと



めて納付し、その後の保険料についても同様に納付したはずであると供述しているものの、当該集金の頻度、納付月数及び納付額等に関する具体的な供述は得られない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、オンラインシステムにより、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索するとともに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿に記載されている氏名「B」を含め、昭和56年4月1日以降に同市において払い出された同手帳記号番号を縦覧調査したが、申立人に該当する記録は見当たらず、別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月頃から47年5月1日まで  
② 昭和47年10月2日から48年5月1日まで

私は、昭和 46 年 9 月頃に A 社 B 支店で採用され、49 年 5 月まで C 職として勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述並びに申立人が保管していた昭和 46 年 9 月 14 日付け D 票及び 47 年 9 月 27 日から同年 12 月 18 日までの E が記載されている F 台帳から、申立人が申立期間①及び②において、A 社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①について、申立人より前に入社し、申立人と同じ支店で勤務していたと回答している元同僚のオンライン記録を見ると、申立人と同日に厚生年金保険に加入していることが確認できるほか、当該元同僚は入社後すぐには社会保険に加入できなかった旨を回答していることから、当時、当該事業所では、従業員について入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立期間②について、申立人と同時期に当該事業所において厚生年金保険被保険者であった元同僚のオンライン記録を見ると、申立人同様に被保険者期間の欠落がみられる者が複数いることが確認できる上、当該元同僚のうち所在が判明した者 19 人に照会しても、当該期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料及び具体的

な供述を得ることはできない。

さらに、当該事業所の本社で採用され、C部門の管理等を担当していたとしている元同僚は、各支店で採用されたC職については、Gの場合には社会保険に加入できるが、Hの場合は脱退させる取扱いがあった旨を回答しているほか、前述の未加入期間がある元同僚は、当該期間のCの成績は良くなかったとしていることから、同事業所はCの成績により厚生年金保険に継続して加入させるか否かの判断を行っていたことがうかがえる。

加えて、当該事業所の事業を継承したI社に係る人事、総務、社会保険事務等を受託しているJ社に対して照会を行ったものの、同事業所は当時の資料が無く、申立期間①及び②において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかについては不明である旨を回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。